

◎生活衛生営業関係六法事務等の移譲決定状況（平成28年4月1日現在）

秋田県生活衛生課

所管 保健所	市町村名	各法ごとの移譲状況						
		1 ク リ ー ニ ン グ	2 理 容	3 美 容	4 興 行	5 旅 館	6 公 衆 浴 場	7 特 定 建 築 物
秋田市	秋田市	中核市であり、平成9年度から既に秋田市保健所で独自に事務を処理しています。						
大館	鹿角市	⑱	⑱	⑱	×	×	×	×
	大館市	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	×
	小坂町	⑳	⑳	⑳	×	×	×	×
北秋田	北秋田市	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳
	上小阿仁村	×	×	×	×	×	×	×
能代	能代市	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰
	藤里町	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	×
	八峰町	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓
	三種町	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉖
秋田中央	男鹿市	㉕	㉕	㉕	㉔	㉔	㉕	㉕
	潟上市	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕
	五城目町	×	×	×	×	×	×	×
	八郎潟町	×	×	×	×	×	×	×
	井川町	×	×	×	×	×	×	×
	大潟村	×	×	×	×	×	×	×
由利本荘	由利本荘市	×	×	×	×	×	×	×
	にかほ市	×	×	×	×	×	×	×
大仙	大仙市	⑱	⑱	⑱	⑱	㉔	⑱	㉔
	仙北市	㉓	㉓	㉓	㉔	㉔	㉔	㉓
	美郷町	㉓	㉓	㉓	㉓	㉒	㉓	㉓
横手	横手市	㉑	㉑	㉑	㉑	×	×	×
湯沢	湯沢市	㉒	㉒	㉒	㉒	×	×	×
	羽後町	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑
	東成瀬村	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉓
以上 9保健所	以上25 市町村	移譲 決定 済み 16市 町村	同左 16市 町村	同左 16市 町村	同左 14市 町村	同左 13市 町村	同左 13市 町村	同左 11市町 村

(表の見方)

- (1) 移譲状況欄の数字は、該当市町村で事務移譲を受入れ済であり、移譲を受け入れた年度を示します。
- (2) 移譲状況欄が×の市町村では、現時点で移譲がまだであり、従来どおり県保健所が事務を所管しています。